

根拠法令

(1) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律である。

第8条第1項において、市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもを育成する家庭に適した良質な住居及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することができるとされている。

(2) 子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律である。

第61条第1項において、市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を策定することとされている。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定された法律である。

第9条第2項において、市町村は、子どもの貧困対策に関する大綱及び岐阜県子どもの貧困対策計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）を策定するよう努めるものとされている。